

長崎市

屋外広告物の 手引き

平成31年4月



すてきなまちにしたいから…

長崎らしい広告物とは

はじめに

長崎市は、平成9年4月に長崎市屋外広告物条例を施行し、地域の特性に応じた屋外広告物の基準を定めています。

また、平成23年4月には、長崎市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方針を示すマスタープランである「長崎市景観基本計画」及び景観基本計画の基本理念等を実現するための手続きなどを定めた「長崎市景観計画」を施行しました。

長崎市をもっと快適で住みよいまちにするためにも、広告物を掲出する時には、景観との調和を考慮していただきますよう、皆様方のご協力をお願いします。

1 屋外広告物について

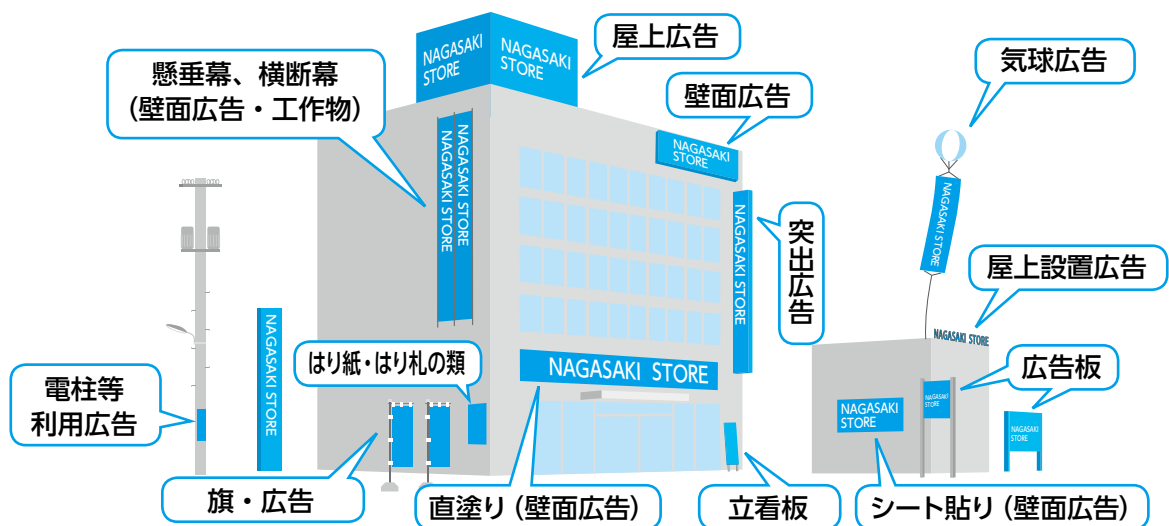
屋外広告物とは

次の4つの要件を全て満たすものです。

屋外広告物の定義

- 1 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- 2 屋外で表示されるもの
- 3 公衆に表示されるもの
- 4 看板・立看板・はり紙・はり札並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。※建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。
※駅、乗船場等の改札口の内側の人に対してその構内に表示されているものは含まれません。



許可申請

屋外広告物を表示・設置しようとするときは許可を受ける必要があります。

屋外広告物を掲出するときは、規制を受けない広告物 (P.6 参照) 以外は、すべて事前に許可が必要です。また、現在掲出している広告物を変更したり、改造したりするときや許可期間を過ぎて継続して掲出するときも、事前に許可が必要です。手続きは P.11 をご覧ください。

なお、広告物を掲出する場合は、長崎市に広告業者登録を行っている業者に依頼してください。

※広告業登録業者は長崎市ホームページで、ご覧になれます。 [長崎市屋外広告業 | Q](#)

この手引きの活用手順

屋外広告物を表示・設置する際には、この手順を参考に該当する項目及び関係するページのルールを確認し、規格基準を守って適正に掲出してください。

1

地域・種別の確認

掲出しようとする場所の地域区分を確認する

P 4 地域の区分

掲出しようとする屋外広告物の種別を確認する

P 5 広告物の種別および個別基準

2

ルールの確認

禁止されている地域などに該当していないか確認する

P 6 禁止地域・禁止広告物・禁止物件等

P 6 規制を受けない広告物(適用除外広告物)

3

他法令に係る
協議を行う

他法令等により定められた届け出や規制等について確認する

主な他法令等による手続きの窓口

内容	申請等手続き	窓口(担当部署・機関)
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	市土木総務課、県振興局、長崎河川国道事務所
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署交通課
高さが4mを超えるとき	工作物確認申請	市建築指導課、指定確認検査機関
地区計画区域内で届出対象となるとき	地区計画の区域内における行為の届出	市都市計画課

4

許可を得る

許可申請の手続きを行い、掲出の許可を得る

P11 許可申請手続き等の進め方、P11 手数料

5

適正な維持管理等

広告主・広告業者等の遵守事項について知る

P 7 広告物に関わる者の責務、管理・除去義務
管理者の選定及び資格、点検業務及び点検者資格許可証票の貼付

P 8 違反広告物に対する是正の取組み

地域の区分

第1種許可地域	条例第4条1号に規定する市長が指定する区域以外及び第2種許可地域及び第3種許可地域以外の区域
第2種許可地域	都市計画法に規定された第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域、三和都市計画区域、琴海都市計画区域の主要道路沿線部、外海地区及び野母崎地区の主要道路沿線部
第3種許可地域	都市計画法に規定された、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

※用途地域については、長崎市ホームページで、ご覧になれます。 [長崎市 用途地域 | Q](#)

許可基準の概要

(1) 総量規制（1事業所当たり）

第1種許可地域：12㎡以下

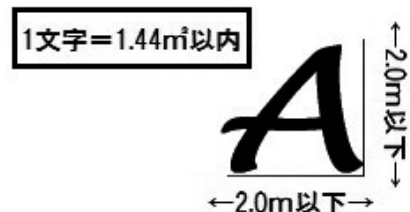
第2種許可地域：30㎡以下

第3種許可地域：80㎡以下（第3種許可地域で屋上のみ表示する場合、1面80㎡以下、合計160㎡以下）

※第2種許可地域内の「敷地面積が3,000㎡を超える事業所」にあつては、広告物の総表示面積を80㎡に緩和しています。

(2) 共通要件

- ① まちの美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するもの
- ② 蛍光塗料を使用しないものであること
- ③ 広告物又は広告物を掲出する物件の裏面及び側面についても、美観を損なわないよう施工する
- ④ 広告物に表示する一文字の面積は、1.44㎡以内及び、最大寸法は、2.0 m以下であること（企業のロゴマーク内の文字も同様）
- ⑤ 禁止地域にあつては、次のとおりとする。
 - ・点滅灯及び回転灯の類は、使用しない
 - ・ネオン管を使用する場合は、露出したネオン管を使用せず、光源を点滅させない
 - ・ネオン管その他の照明を使用する広告物は、昼間においても美観を損なわないようにする
- ⑥ 構造が安全であり、かつその形状と意匠が構造物として安定感を与えるものであること
- ⑦ 広告物の地色は、けばけばしい色彩を避け使用する色の数もできるだけ少ないものであること
- ⑧ 反射式の素材は使用しないものであること

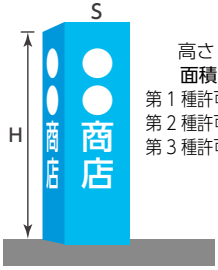


(3) 共通基準

- ア 広告物の表示の大きさは、効果において必要最小限であること。広告物の高さは、効果において必要最低限であること。
- イ 広告物の意匠及び広告内容が同一であり、かつ1事業所が同一である広告物を、狭い区域に集中して表示せず、又は掲出しないこと。
- ウ 広告物（売出し広告又は祭礼等一時的に使用する広告物を除く。）を道路に沿い、多数連続的に表示せず、又は掲出しないこと。
- エ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた長崎市景観計画において、同法第8条第2項第4号イとして定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。

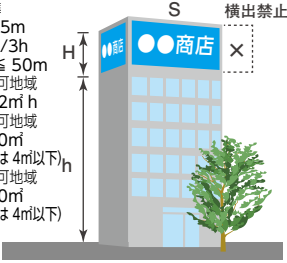
屋外広告物の種別および個別基準

広告塔



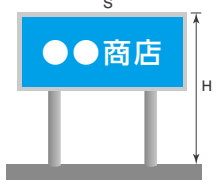
高さ： $H \leq 15\text{m}$
 面積（総面積）：
 第1種許可地域 $S \leq 12\text{m}^2$
 第2種許可地域 $S \leq 30\text{m}^2$
 第3種許可地域 $S \leq 80\text{m}^2$

屋上広告



共通基準
 $H \leq 15\text{m}$
 $H \leq 2/3h$
 $H+h \leq 50\text{m}$
 第1種許可地域
 $S \leq 12\text{m}^2$
 第2種許可地域
 $S \leq 30\text{m}^2$
 (給油所は4m以下)
 第3種許可地域
 $S \leq 80\text{m}^2$
 (給油所は4m以下)

広告板



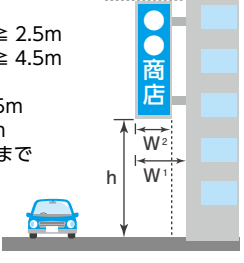
高さ： $H \leq 10\text{m}$ 面積（1面積）：第1種許可地域 $S \leq 12\text{m}^2$
 第2種許可地域 $S \leq 15\text{m}^2$
 第3種許可地域 $S \leq 25\text{m}^2$

壁面広告



※壁面広告は、窓面及び開口部をふさがらないこと。
 面積：
 第1種許可地域
 $S \leq 2/10S_1$ かつ $S \leq 12\text{m}^2$
 第2種許可地域
 $S \leq 2/10S_1$ かつ $S \leq 20\text{m}^2$
 (給油所 $S \leq 60\text{m}^2$)
 第3種許可地域
 $S \leq 2/10S_1$ かつ $S \leq 30\text{m}^2$
 (給油所 $S \leq 60\text{m}^2$)

突出広告



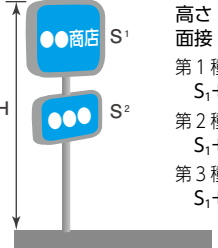
高さ：
 歩道： $h \geq 2.5\text{m}$
 車道： $h \geq 4.5\text{m}$
 突出幅：
 $W_1 \leq 1.5\text{m}$
 $W_2 \leq 1\text{m}$
 1壁面2列まで

石垣、よう壁及び土は利用広告



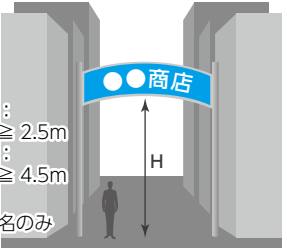
面積： $S \leq 5\text{m}^2$

ポール型広告



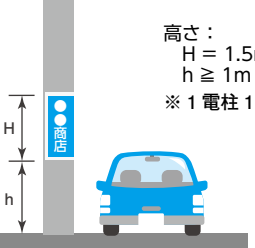
高さ： $H \leq 15\text{m}$
 面接（1面積）
 第1種許可地域
 $S_1 + S_2 \leq 6\text{m}^2$
 第2種許可地域
 $S_1 + S_2 \leq 15\text{m}^2$
 第3種許可地域
 $S_1 + S_2 \leq 25\text{m}^2$

アーチ型広告



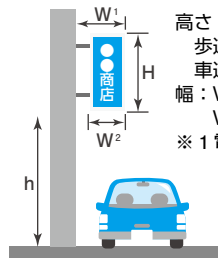
高さ
 歩道： $H \geq 2.5\text{m}$
 車道： $H \geq 4.5\text{m}$
 町名、商店街名のみ

電柱等利用広告（巻付広告）



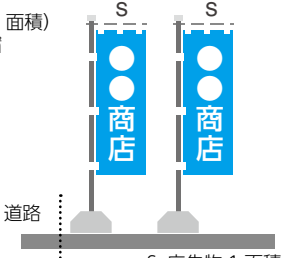
高さ：
 $H = 1.5\text{m}$
 $h \geq 1\text{m}$
 ※1電柱1個

電柱等利用広告（つり下げ広告）



高さ： $H \leq 1.2\text{m}$
 歩道： $h \geq 2.5\text{m}$
 車道： $h \geq 4.5\text{m}$
 幅： $W_1 \leq 0.6\text{m}$
 $W_2 \leq 0.5\text{m}$
 ※1電柱1個

旗・のぼり



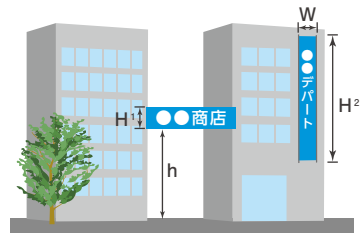
面積（1面積）
 $S \leq 2\text{m}^2$

はり紙・はり札



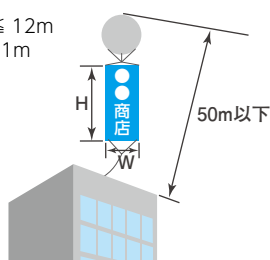
面積：1m²以下
 ※1壁面に、同一のものを連続しない。

横断幕・懸垂幕



高さ： $H_1 \leq 1\text{m}$ 、 $H_2 \leq 10\text{m}$ 、 $h \geq 4.5\text{m}$ 幅： $W \leq 1\text{m}$

気球広告



高さ： $H \leq 12\text{m}$
 幅： $W \leq 1\text{m}$
 50m以下

立看板



高さ： $H \leq 2.1\text{m}$ 幅： $W \leq 0.9\text{m}$

禁止地域等（広告物を禁止している地域があります）

長崎市内において、次の地域や場所では広告物は掲示できません。ただし、自家用広告物については、一事業所あたり総量5㎡以下まで掲示できます。この場合、許可申請は不要です。

- ①都市計画法により指定された第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、風致地区及び伝統的建造物群保存地区
- ②文化財保護法、長崎県文化財保護条例及び長崎市文化財保護条例により指定された建造物及び記念物並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲
- ③森林法により指定された風致保安林
- ④高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間
- ⑤道路及び鉄道等で、市長が指定する区間並びにこれらに接続する地域で、市長が指定する区域
- ⑥都市公園法により指定された都市公園の区域
- ⑦官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地
- ⑧博物館、美術館及び病院（20人以上の入院施設を有する）の建物並びにその敷地

禁止広告物（次に掲げる広告物は表示できません）

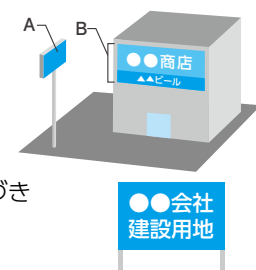
- ①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件（次のような物件には、広告物は表示できません）

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ①橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯 | ②石垣、よう壁及び土はで、市長が指定するもの |
| ③街路樹、路傍樹及びこれらの支柱 | ④信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類 |
| ⑤電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの | ⑥消火栓、火災報知機及び火の見やぐら |
| ⑦郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔 | ⑧送電塔、送受信塔及び照明塔 |
| ⑨煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類 | ⑩銅像、神仏像及び記念碑の類 |

規制を受けない広告物（適用除外広告物）

これらの広告物は、禁止地域や禁止物件にも表示できます。「許可不要」な広告物は、一般地域においても許可を受けずに表示することができます。

許可の要・不要	規制を受けない広告物の内容	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
許可不要	<p>○自己の氏名、名称、店名、商標又は事業、営業の内容を、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示するもの（いわゆる自家用広告物）で、下図の基準に適合するもの。</p> <p>広告物の面積の合計：A + B</p> <p>・ 広告物の面積の合計が10㎡以内のもの。 （禁止地域にあっては5㎡以内）</p> 	○	×
	<p>○自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの（いわゆる管理用広告物）</p> <p>・ 広告物の面積の合計が5㎡以内のもの。</p> <p>○冠婚葬祭、祭礼等（市民のまつり、地域の祭り事を含む）のため、一時的に表示するもの。</p> <p>○講演会、展覧会、音楽会等（各種イベントを含む）のため、その会場敷地内に表示するもの。</p> <p>○人、車両に表示するもの。</p> <p>○公共掲示板に表示する広告物</p>	○	○
許可が必要	<p>○他の法令の規定により表示されるもの。</p> <p>○国または地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するもの。</p> <p>○公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等</p>	○	×

【凡例：表示できる 表示できない】

2 責務、義務、管理者、点検者資格等

屋外広告物に関わる者の責務

屋外広告物が適正に表示・設置され、また管理が行われるよう関係者の責務について規定しています。

- 広告主**は、自ら条例等の規定を順守するとともに、広告物を表示・設置することを依頼した屋外広告業者等にも条例等に違反することがないように必要な措置を講ずるものとします。(例：個別基準への適合や許可申請手続きなど)
- 屋外広告業者等**は、自ら条例等の規定を順守するとともに、表示・設置する広告物が条例等の規定に適合したものとなるよう広告主その他の関係者に対し、助言を行い、その他必要な措置を講ずるものとします。(例：規格基準や安全対策などに関する説明や助言など)
- 施設管理者**は、その管理する土地や建物、工作物等に広告物が表示・設置されるにあたって、条例等の規定に適合するよう配慮を行うものとします。

管理義務、除却義務

広告物の表示者等[※]は、管理・除却について次のような義務を負います。

- 広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な補修その他の管理を行わなければなりません。
- 広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は掲出が必要でなくなったときは、遅滞なく広告物を除却する必要があります。

※広告物の表示者等とは：

広告主、広告主から広告物の設置等について依頼を受けた屋外広告業者、所有者又は占有者その他広告物について権利を有する者、広告物を管理する者をいう。

管理者の選定及び資格

- 許可に係る広告物を表示・設置する者は、これら広告物の管理者を定めなければなりません。
- 広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気設備等の専門的な知識が要求されることから、下表左欄の広告物を管理する者は、右欄の資格を有していることが必要です。

対象広告物	管理者の資格
大規模広告物 〔建築基準法による建築確認が必要な高さ4mを超える広告塔、広告板その他これらに類するもの。〕	いずれかの資格を有する者 (1) 屋外広告士 (2) 建築士(1・2級、木造) (3) 特定建築物調査員 ※建築基準法による一定規模以上の特殊建築物等(不特定多数の人が利用するホテル、映画館、百貨店、病院、福祉施設等)の定期報告を行うことができる資格者 (4) 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 (5) 講習会修了者

点検者について (P9の6 その他の関連事項の条例の一部改正をご覧ください。)

許可証票の貼付

- 許可(更新を含む)を受けた者は、その広告物に、長崎市から交付された許可等証票(シール)を貼りつけなければなりません。



3 違反広告物に対する是正の取組み

長崎市では、悪質な違反者に対する罰則の適用を踏まえ、違反広告物の是正に向けた取組みを推進していきます。

違反広告物と是正対応

無許可広告物（規格には適合している）

○許可を受けていない。 ○許可の期間を更新していない。

対応 許可申請を行い、許可を受けることで是正されます。

無許可広告物（規格に適合していない）

○大きさや高さなどが個別基準等に適合していない。

対応 規格に適合させて許可申請する、又は除却することで是正されます。

禁止物件等に掲出している広告物

○禁止している物件（電柱、街灯柱など）や地域（風致地区等）に設置している。

対応 除却することで是正されます。

禁止広告物等

○著しく汚れていたり、塗装がはがれていたり、破損したりしている。

○倒れ掛かっていたり、落下のおそれがある。

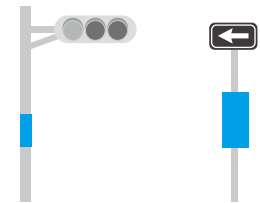
○信号機や標識の邪魔になったり、道路交通の安全を阻害するおそれがある。

対応 良好で安全な状態につくり直す、又は除却することで是正されます。

〈規格に適合していない〉



〈禁止物件に掲出している〉



是正対象者

是正指導・命令を受けるのは、条例等に違反して広告物を表示・設置し、若しくは除却しない者又は適正な管理を行わない者です。

○**広告主**（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者）

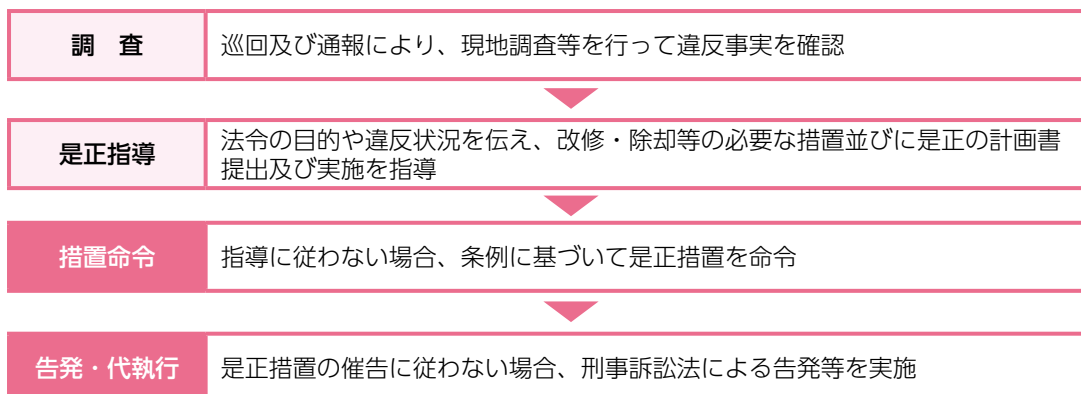
○**屋外広告業者**（広告物の表示又は掲出物件の設置について、広告主から委託を受けた屋外広告業者）

○**所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者**（広告物の表示・設置後の関係者）

○**広告物又は掲出物件を管理する者**（広告物等に関し補修その他必要な管理を行う者）

違反広告物の是正指導・命令等の手順

指導・命令には措置期限を設け、命令に従わないときは、告発等の手続きを進めます。



違反に対する措置

- 条例の規定又は許可の条件に違反した広告物については、その違反者に対し、設置の停止又はこれらの改修、移転、除却その他の措置を命じることがあります。
- 違反広告物の表示者等が不明なときは、その者に代わって長崎市が除却することがあります。

違反に対する措置（はり紙、はり札等）

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易な広告物が、電柱に表示されているなど、条例の規定（禁止地域、禁止広告物、禁止物件、許可）に違反している場合は、違反掲出者による自主除却等の指導等を実施するとともに、広告物を掲出した者がわかってもそれらが管理されずに放置されているときは除却（簡易除却）することがあります。

許可の取消し

許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。

- 許可の条件に違反したとき
- 許可を受けずに広告物を変更又は改造しようとしたとき
- 違反広告物に対する除却等の措置命令に従わないとき

条例違反による罰則（罰金）

広告物に関する条例の規定に違反する次の者は、50万円以下の罰金に科せられることがあります。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（条例第54条）

- 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者
- 屋外広告業の営業停止の命令に違反した者

50万円以下の罰金（条例第55条）

- 違反広告物に対する除却などの措置命令に違反した者

30万円以下の罰金（条例第56条）

- 禁止地域や禁止物件、許可規定などについて違反して広告物を設置した者
- 許可を受けずに広告物を変更した者
- 許可期間満了後等の除却義務に違反した者
- 屋外広告業の登録内容について変更の届出をしない、又は虚偽の届出をした者
- 屋外広告業に係る営業所の業務主任者を選任しなかった者

20万円以下の罰金（条例第57条）

- 立入検査等に際し、広告物や屋外広告業に関する報告をせず、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

5万円以下の過料（条例第59条）

- 屋外広告業の廃業届、登録届を怠った者
- 屋外広告業に係る標識を掲げない者
- 屋外広告業に関して必要な帳簿を備えず、記載せず、虚偽の記載をし、帳簿を保存しなかった者

4 その他関連事項

屋外広告業の登録について

長崎市内で屋外広告業を営もうとする場合は、長崎市に登録する必要があります。（長崎県に登録している場合は、長崎市への届出）未登録業者は屋外広告の施工ができませんのでご注意ください。登録手数料1万円。5年間有効。

条例の一部改正（平成 31 年 4 月 1 日より施行）

(1) 管理義務対象者

	改正後
管理義務	表示者、設置者、管理者、 所有者、占有者

(2) 点検義務の追加

	改正後
点検義務	所有者、占有者
点検対象	全ての広告物（簡易なものを除く）
点検報告書	許可等の更新時
点検時期	設置後 3 年以内ごと 許可等の更新時は、申請前 3 月以内
点検者資格 (地上からの高さが 4m 超)	屋外広告士 建築士（1、2 級） 特定建築物調査員

※改正前の管理者資格を持つ者も点検者とみなす経過措置期間は、見直し後の最初の更新申請時までとする（最長3年間）

(3) 屋外広告業登録に必要な業務主任者資格の厳格化

	改正後
業務主任者資格	屋外広告士 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者

※除外された者も業務主任者とみなす経過措置期間を業の登録有効期間に合わせて5年間とする

(4) 大規模広告物^{※1}の管理者資格の厳格化

	改正後
管理者資格	屋外広告士 建築士（1、2 級、木造） 特定建築物調査員 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者

※除外された者も管理者とみなす経過措置期間を広告物の最長許可期間に合わせて3年間とする

※1 建築基準法による建築確認が必要な高さ4mを超える広告塔、広告板その他これらに類するもの

屋外広告物適正化の取組み

違反広告物 除却 推進運動



違反広告物のうち簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等）の除却を長崎市保健環境自治連合会と共同で実施し、良好な景観形成、風致の維持を図っています。

長崎市 都市景観賞



この賞は、長崎らしいまちづくりを進めるため、周囲のまちなみや雰囲気に調和した建築物など、長崎の歴史的背景と地理的特色を活かした特徴ある景観や、すぐれた都市景観の形成に寄与している物件等に2年に1度贈られる賞です。

長崎市 景観 審議会



審議会は、市長の諮問に応じ、景観基本計画、景観計画の策定及び変更など屋外広告物について規格基準の変更や禁止地域の指定などに関する事項を調査審議します。委員の構成は、学識経験者、関係団体、行政機関並びに公募委員からなる20人以内（平成31年4月現在15名）で組織されています。

5 許可申請手続き等の進め方

屋外広告物許可申請の該当要件

表示したい場所 広告物の種類	許可地域		禁止地域	
	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物
掲出する広告物の面積の合計	10㎡以下	10㎡を超える	5㎡以下	5㎡を超える
許可申請	不要	要	不要	禁止

※全ての広告物に、文字の大きさなどについて共通要件があります。屋外広告物設置業者は、長崎市に登録しているか特例による届出を行っている業者である必要があります。

屋外広告物許可申請手続きの流れ

《手続き等窓口：まちづくり部景観推進室》



許可申請等に伴う手数料

○許可申請（変更等，更新を含む）をするときは、次の表の手数料を、指定の納付書で納めてください。現金等での納付はできません。

区分	単位	手数料	許可期間	区分	種別	単位	手数料	備考	許可期間
はり紙の類	1枚	5円	3月以内	広告板・広告塔 ・屋上広告 ・壁面広告 ・突出広告 ・のぼり旗	0.5㎡未満	1個	120円	定額を伴うものは左記に定める額の2倍とする。	3年以内 許可等の期間1年を超える場合はそれぞれの委員に1年ごとにそれぞれの2分の1相当する額を加算する。
					0.5㎡以上1㎡未満		220円		
1㎡以上2㎡未満	460円								
2㎡以上5㎡未満	970円								
5㎡以上10㎡未満	1,900円								
10㎡以上20㎡未満	3,400円								
20㎡以上30㎡未満	5,600円								
30㎡以上40㎡未満	7,900円								
40㎡以上50㎡未満	11,000円								
50㎡以上	11,450円に1㎡増すごとに450円を加算した額。								
はり札の類	1枚	120円	〃						
立看板	1個	220円	〃						

6 長崎市景観計画

長崎市景観基本計画の基本理念等を実現するための手続きなどを定めた、景観法に基づく長崎市景観計画を、平成23年4月1日に施行しました。

一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築や、開発行為等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要になります。また、長崎市景観計画の施行に伴い、屋外広告物の表示・設置にあたっては、市内全域で条例に基づく許可が必要になるほか、景観計画に定める基準に適合することが必要となっています。

大規模な屋外広告物の許可基準

景観計画において、市全域における「大規模屋外広告物」を対象とした表示に関する景観形成基準を定め、良好な広告景観を誘導します。大規模屋外広告物の表示等について市長の許可を受ける場合は、この景観計画に定める基準に適合することが必要です。

(1) 対象行為（大規模広告物の定義）

行為内容	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1 事業所等につき表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔、ポール型広告で、高さが10mを超えるもの又は1面の表示面積の総計が15㎡を超えるもの ・ 建築物に付随する広告物で、建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積の総計が15㎡を超えるもの ・ 高さが20mを超える建築物（ただし、市街化区域外にあっては13m）を超える建築物に付随するもの

(2) 大規模屋外広告物の景観形成基準（市全域において適合することが必要です）

① 共通要件

行為内容	対象規模
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみ景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること ・ 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること ・ 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること
表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること ・ 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること ・ 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配慮すること
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること ・ 不用な看板を放置しないよう努めること

② 個別要件

行為内容	景観形成基準
屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔状の広告物は設置しない。 ・ 建築物の塔屋部には設置しない。 ・ 支柱は、遮蔽する。 ・ 裏面は、覆いや塗装などを施す。
突出広告・ポール型広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。

景観形成重点地区での屋外広告物の許可基準

特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う地区である景観形成重点地区においては、通常の規制基準のほか、景観特性に合わせて設定した、地区毎の屋外広告物の基準を定めています。景観形成重点地区における屋外広告物の表示等について市長の許可を受ける場合は、この基準に適合することが必要です。

■景観形成重点地区

「東山手・南山手地区」、「中島川・寺町地区」、「館内・新地地区」、「平和公園地区」、「外海（出津・牧野・大野、赤首、神浦）地区」、「深堀地区」、「高島北溪井坑地区」